

# 告 示

## 埼玉県告示第千三百六十五号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年十二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

埼玉県深谷市国済寺六百十六番地四十七

磯貝 俊之

二 指定年月日

平成二十七年十二月二日